

## G 7 教育大臣会合富山県委員会会則

## (名称)

第 1 条 本会は、G 7 教育大臣会合富山県委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 委員会は、令和 5 年 5 月に富山県富山市および石川県金沢市で開催される G 7 富山・金沢教育大臣会合（以下「大臣会合」という。）が円滑に開催できるよう協力するとともに、富山県内において効果的な関連事業等を実施し、先進的な教育施策や本県が誇る魅力を国内外に広くアピールすることを目的とする。

## (事業)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 大臣会合に対する支援、協力及び受入れに向けた準備に関すること。
- (2) 文部科学省や石川県、関係団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 大臣会合に関連した広報・啓発等に関すること。
- (4) 大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

## (組織)

第 4 条 委員会は、会長、副会長、委員、監事並びに顧問（以下「役員等」という。）で構成する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に新たな委員及び顧問を参加させることができる。

## (構成)

第 5 条 会長は、富山県知事をもって充てる。

- 2 副会長は、富山市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 4 監事は、富山県会計管理者及び富山市会計管理者をもって充てる。
- 5 顧問は、別表に掲げる者とする。

## (役員等の職務)

第 6 条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事を審議する。
- 4 監事は、委員会の会計を監査する。
- 5 顧問は、大臣会合開催への協力及び関連事業の推進に関し助言を行う。

## (任期)

第 7 条 役員等の任期は、第 13 条の規定より委員会が解散するまでとする。

- 2 会長は、役員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(報酬及び旅費)

第8条 役員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書の規定により旅費を支給する場合には、富山県職員の例に準じて支給することとする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会の議事の進行は、会長又はあらかじめ会長が指名する者が行う。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 会則に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、委員会の事業に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

5 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。

6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(専決処分)

第10条 会長は、緊急を要する場合で総会を招集する時間がないと認められるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第11条 委員会の事務を処理するため、富山県経営管理部行政経営室に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(解散)

第13条 委員会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

2 委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は令和4年12月1日から施行する。